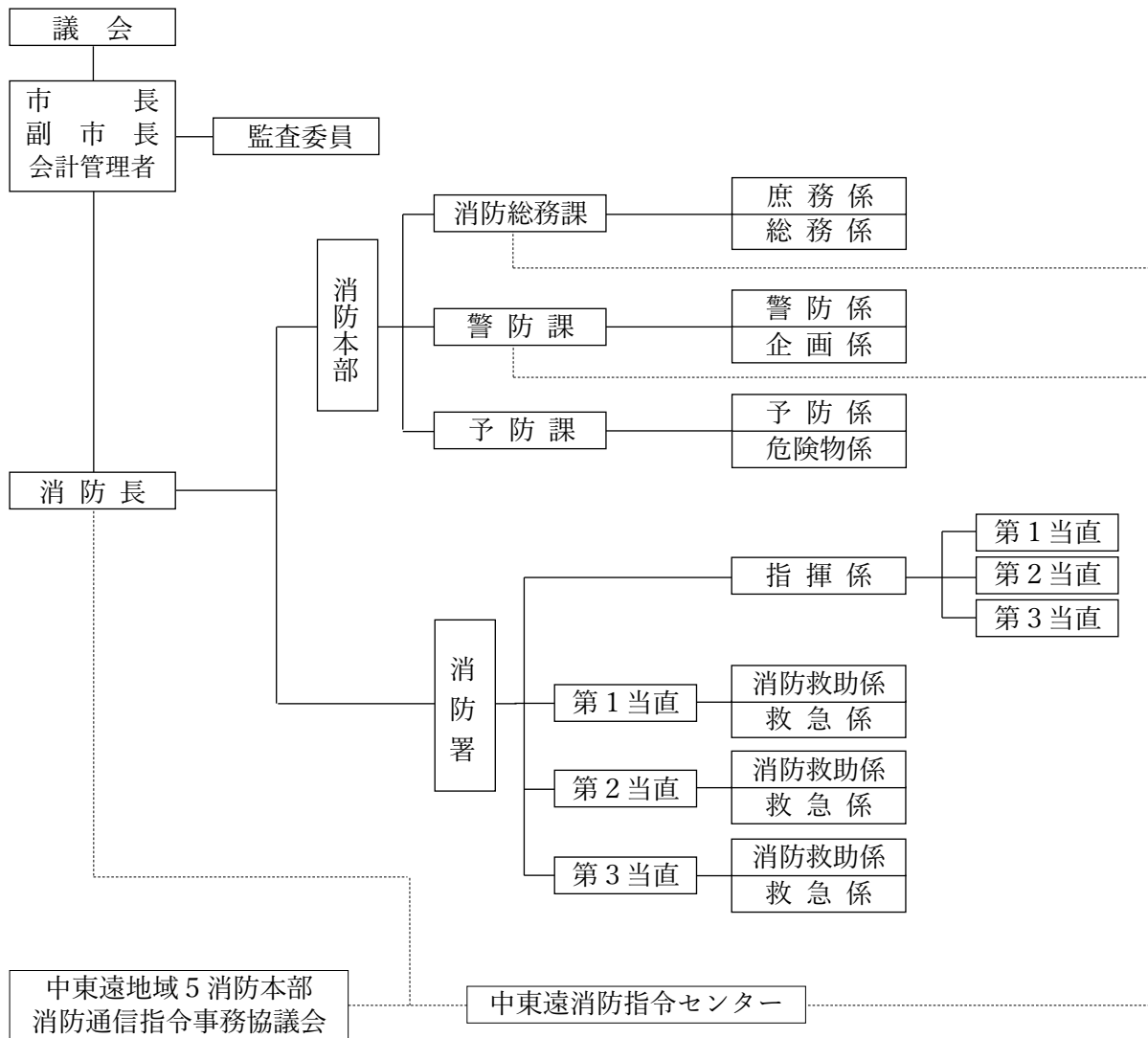


菊川市消防本部組織

(令和2年4月1日 現在)



消防本部事務分掌

【 消防総務課 】

〔 庶務係 〕

- ア 組織の総合調整に関すること。
- イ 消防総務課に関する文書の收受、発送及び保管に関すること。
- ウ 各種調査文書の收受及び担当課との調整に関すること。
- エ 条例、規則その他例規の制定改廃に関すること。
- オ 予算及び決算の取りまとめに関すること。
- カ 職員の任免、服務、給与、研修、福利厚生等に関すること。
- キ 公印の保管に関すること。
- ク 儀礼及び交際に関すること。
- ケ 消防職員委員会に関すること。
- コ 表彰に関すること。
- サ 公務災害補償等に関すること。
- シ 庁舎及び財産の維持管理に関すること。
- ス 消防長会の事務に関すること。
- セ 中東遠地域5消防本部消防通信指令事務協議会の事務に関すること。
- ソ その他各課係の所管に属さないこと。

〔 総務係 〕

- ア 消防団の組織運営計画に関すること。
- イ 消防団の施設、車両及び機械器具等の保守点検、維持管理に関すること。
- ウ 消防団の蔵置所及び車両等の整備計画に関すること。
- エ 女性消防団に関すること。
- オ 消防団の自主防災組織への協力に関すること。
- カ 消防団活動の広報に関すること。
- キ 市長部局との連絡調整、調整室会議等に関すること。
- ク その他消防団及び総務全般に関すること。

【 警防課 】

〔 警防係 〕

- ア 水火災、地震等の災害の警戒及び防ぎよに関すること。
- イ 警防課に関する文書の収受、発送及び保管に関すること。
- ウ 消防水利及び地理に関すること。
- エ 消防車両及び機械器具等の整備管理に関すること。
- オ 消防業務の安全管理対策に関すること。
- カ 救急業務の運用に関すること。
- キ 消防通信業務の運用に関すること。
- ク 出動指令業務の運用に関すること。
- ケ 通信施設、情報機器等の整備に関すること。
- コ 気象情報及び災害情報の収集及び伝達に関すること。
- サ 同報無線放送の運用に関すること。
- シ 消防救急無線の整備に関すること。
- ス 各種団体等の消防訓練及び講習に関すること。
- セ 警防訓練の計画に関すること。
- ソ 消防の広報及び広聴に関すること。
- タ 火災警報に関すること。
- チ 消防防災団体との連絡調整に関すること。
- ツ 特殊災害に関すること。
- テ 警防本部の設置に関すること。
- ト 耐震性貯水槽の設置及び維持管理に関すること。
- ナ 広域消防相互応援及び協定の手続に関すること。
- ニ 中東遠消防指令センターの運用及び機器の整備に関すること。
- ヌ その他警防に関すること。

〔 企画係 〕

- ア 消防計画の作成に関すること。
- イ 消防施設整備計画の作成に関すること。
- ウ 消防団蔵置所の建設に関すること。
- エ 耐震性貯水槽の設置に関すること。
- オ 消防年報の作成に関すること。
- カ 消防救急広域化の協議調整に関すること。
- キ 消防統計及び消防情報に関すること。
- ク その他警防係の補助に関すること。

【 予防課 】

〔 予防係 〕

- ア 火災予防に係る普及、指導及び広報に関すること。
- イ 予防課に関する文書の収受、発送及び保管に関すること。
- ウ 防火管理者の指導育成に関すること。
- エ 煙火消費認可の受付及び統計、立入調査等に関すること。
- オ 防火対象物の規制に関すること。
- カ 消防対象物の査察及び違反処理に関すること。
- キ 建築物の許可、認可及び確認の同意に関すること。
- ク 消防用設備等の検査指導に関すること。
- ケ 防火協力団体の指導育成に関すること。
- コ 火災予防条例に係る届出に関すること。
- サ 消防署との予防事務の調整に関すること。
- シ その他予防に関すること。

〔 危険物係 〕

- ア 危険物施設等の規制に関すること。
- イ 危険物施設等の立入検査並びに違反処理に関すること。
- ウ 危険物取扱者の指導に関すること。
- エ 高圧ガスの消費に係る立入検査等に関すること。
- オ 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること。
- カ ガス事業法に基づく立入検査等に関すること。
- キ 危険物安全協会の事務に関すること。
- ク 火災の原因及び損害の調査報告に関すること。
- ケ 火災の統計及びり災証明に関すること。
- コ その他危険物に関すること。

消防署事務分掌

〔 指揮係 〕

- ア 災害現場の指揮に関する事。
- イ 消防署に関する文書の収受、発送及び保管に関する事。
- ウ 警防本部の運用支援に関する事。
- エ 火災防ぎょ計画に関する事。
- オ 署員の研修、教養及び訓練に関する事。
- カ 火災予防広報活動並びに火災等の原因及び損害調査に関する事。
- キ 出動指令の実務に関する事。
- ク 消防通信の実務に関する事。
- ケ 通信施設及び情報機械器具等の使用及び維持管理に関する事。
- コ 通信技術の研修及び教養に関する事。
- サ その他消防救助係の補助に関する事。

〔 消防救助係 〕

- ア 水火災、地震等の災害の警戒及び防ぎょの実務に関する事。
- イ 救助業務に関する事。
- ウ 消防水利の維持管理及び地理に関する事。
- エ 車両、消防救助機械器具等の使用及び維持管理に関する事。
- オ 署が所管する防火対象物の予防査察に関する事。
- カ 空地等の調査及び管理指導に関する事。
- キ 署が所管する火災予防条例に係る届出に関する事。
- ク 消防団との連絡共助及び自主防災組織等の訓練指導に関する事。
- ケ 火災及び救助統計に関する事。
- コ 同報無線放送の実務に関する事。
- サ 気象情報及び災害情報の収集及び伝達に関する事。
- シ 中東遠消防指令センターの機器の整備及び保守に関する事。
- ス 火災等の原因及び損害調査に関する事。
- セ その他消防救助に関する事。

〔 救急係 〕

- ア 救急業務に関する事。
- イ 救急統計に関する事。
- ウ 救急法等の講習及び訓練指導に関する事。
- エ 救急機械器具等の使用及び維持管理に関する事。
- オ 救急医療機関その他救急関係機関との連絡及び調整に関する事。
- カ その他救急に関する事。